

議案第30号

墨田区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年9月10日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

墨田区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年墨田区条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和25年法律第261号）」の次に「第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び」を加える。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に伴い、本条例の適用の対象となる職員から会計年度任用職員を除く必要がある。